

～税務のチェックポイント Q&A10～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

非同族の同族会社における非常勤役員に対する事前確定届出給与の届出

＜内容＞

A社の株主構成は、A社の発行済株式の総数の50%を超える数を同族会社でないB社が有しているいわゆる非同族の同族会社となっており、非常勤役員2名に対しては年1回の役員報酬の支給を行っています。

法人税法上、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与は、事前確定届出給与の届出が不要とされていますので、従来から、A社は非同族の同族会社に該当し、これらの非常勤役員2名に対しては事前確定届出給与の届け出をしないで、役員報酬を支給してきました。

このような場合のA社が支給する非常勤役員2名に対する報酬は、事前確定届出給与の届け出が必要になるのでしょうか。

『答』

A社は、同族会社に該当するため、非常勤役員2名に対する報酬は、事前確定届出給与としての届け出が必要になります。

(解説)

1 法人税法第34条第1項第2号の規定においては、「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。）を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。）以外の給与にあっては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。）」とされており、つまり、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与を除くそれ以外の給与は、事前確定届出給与として届け出が必要となります。

この場合の同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与を除くという限定は、平成19年度の税制改正において追加されたもので、同族会社に該当しない法

人が定期給与を支給しない役員、いわゆる非常勤役員に対して支給する給与については、その定めの内容に関する届出が不要とされたものです。

2 この趣旨としては、同族会社に該当しない法人の非常勤役員に対する給与の場合、不特定多数の株主による牽制機能が働くことにより、同族会社の場合と比較して利益調整等の恣意的な操作の恐れが相対的に低いと考えられることから、その届出が不要とされたものといわれています。

なお、法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、法人税法施行令第69条第4項の規定において、「当該内国法人が定期給与を支給しない役員の職務につき同号の定めをした日（第2項第1号に規定する内国法人が同号に規定する設立の時に開始する職務についてした同号の定めにあつては、同号の設立の日）の現況による。」とされています。

3 ご質問におけるA社は、同族会社でないB社がA社の発行済株式の総数の50%を超える数を有しているいわゆる非同族の同族会社に当たるということですが、法人税法第2条第10号の規定において、「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」とされています。

つまり、会社の株主等の3名以下の個人及び法人等が会社の発行済株式の総数の100分の50を超える数を有していれば、この法人株主が非同族会社であるかどうかの有無に関係なく、同族会社に該当すると判断されます。

4 このことから、ご質問のケースにおけるA社は、同族会社でないB社がA社の発行済株式の総数の50%を超える数を有していますので、同族会社に該当することになります。

したがって、A社が支給する非常勤役員2名に対する報酬は、事前確定届出給与としての届け出がなされてなければ、損金に算入することはできません。なお、届け出がないことに関する宥恕規定はありません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。